

# 鳥取県特定外来生物防除指針

令和8年3月

鳥 取 県

# 目次

1	本指針の位置づけ	1
2	指針の目的と目標	3
2.1	鳥取県内の現状と課題	3
2.2	指針の目的	4
2.3	目標	4
3	対策の方針	5
3.1	対策の基本的な考え方	5
1)	防除の推進	5
2)	対策基盤の整備	5
3.2	優先的に対策を行う種	6
1)	鳥取県の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト	6
2)	対策優先度の決定	6
3)	優先対策種・優先予防種	8
3.3	各団体の役割	9
1)	鳥取県	9
2)	市町村	9
3)	県民、NPO・自治会等の団体	9
4)	事業者	10
5)	専門家・研究機関・学術団体	10
4	優先対策種の防除対策及び有効事例	12

## 1 本指針の位置づけ

野生生物の分布は本来、地形、気候など様々な条件によって制限されています。しかし、近代以降、人及び物資の移動が活発化し、国外又は国内の他地域からその生物の移動能力を超えて導入される生物が増加しています。

それまで存在しなかった生物がある地域に人為的に持ち込まれると、その生物に対する防御機能を有していない在来種が捕食、駆逐されるなど、持ち込まれた地域の生物多様性が大きく変質してしまう場合があります。加えて、人への危険性を有するものや農林水産業に被害を及ぼすような事例も見られています。

本県においても多くの外来種の侵入・定着が確認されており、生態系や農林水産業、県民の身体・生命等への被害が懸念されています。県では従前から、市町村や県民と連携して外来種防除を推進してきたところですが、外来種防除における各主体の責任や役割が不明確であったことから、十分な対策が実施できない面がありました。

このような状況の中、平成27年に国の「外来種被害防止行動計画～生物多様性条約・愛知目標の達成に向けて～（環境省・農林水産省・国土交通省、平成27年3月）」が策定され、地方自治体が地域で優先すべき外来種を明確にしたうえで、対策を取ることが求められるとともに、令和4年には特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、「外来生物法」という。）が改正され、特定外来生物の防除について、国と併せて地方自治体等の責務が明記されました。

本県でも令和2年に策定した「鳥取県生物多様性地域戦略」において鳥取県の生態系の保全や生態系サービスの持続可能な利用の推進に向けて外来種対策に関する項目を設けて、国、県、市町村、県民等が連携・協働して取り組みを推進することとしています。外来生物法の改正を踏まえ、あらためて各主体の責任や役割を明確にする必要性が生じたところです。

本指針は、国の「特定外来生物被害防止基本方針（環境省・農林水産省、令和4年9月）」や「外来種被害防止行動計画 第2版～ネイチャーポジティブの実現に向けた外来種対策の実践～（環境省・農林水産省・国土交通省、令和7年3月）」と整合性を図りながら、鳥取県生物多様性地域戦略の目標である「人と自然が共生するとっとり」の実現に向けて、本県における特定外来生物の防除に係る基本的な考え方や各主体の役割分担などの方向性を示すものです。

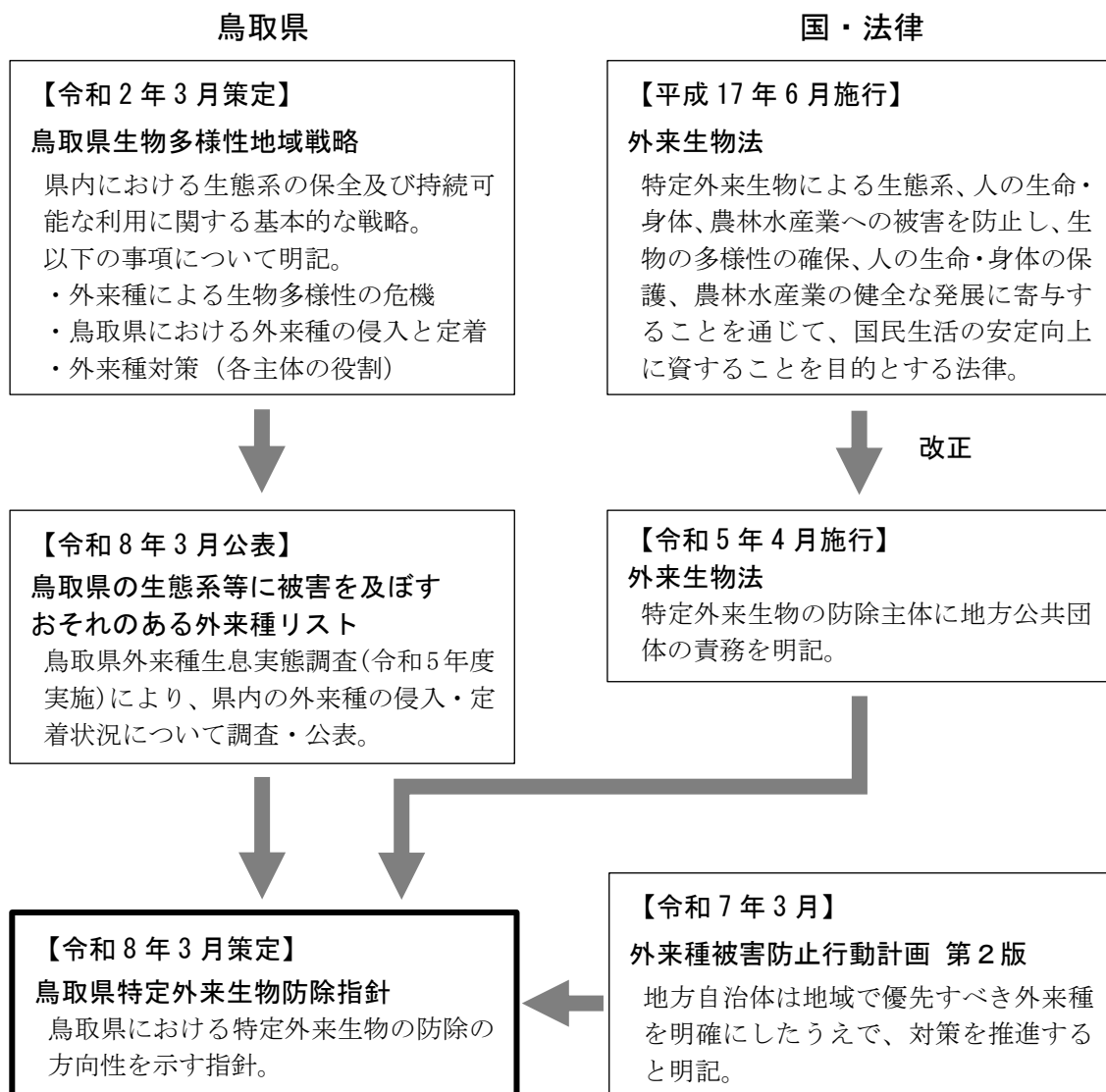


図-1 指針の位置づけ

## 2 指針の目的と目標

### 2.1 鳥取県内の現状と課題

鳥取県では、従前から多くの外来種の侵入・定着が確認されています。定着が確認されている外来種の中には、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、オオカワヂシャ、アライグマ、ヌートリア、ソウシチョウ、ウシガエル、オオクチバス、ブルーギル等の外来生物法に基づき「特定外来生物」に指定され種も確認されており、本県の生物多様性に重大な悪影響を及ぼしています。

アライグマやヌートリアに関しては、既存生態系への悪影響に加え、農産物の食害など、経済的な被害が発生しています。特にヌートリアはため池の堤や河川の護岸などに大きな巣穴を掘るため、豪雨の際の増水時に決壊のリスクを高めることが、国立環境研究所によって確認されており、防災・減災面でも問題があるとされています。

オオクチバスやブルーギルは肉食性かつ食欲旺盛で、小型の在来淡水魚を駆逐してしまいます。また、きわめて強い生命力を持つオオキンケイギクも生育域を広げており、在来種への影響が懸念されます。

県では、平成 18 年に県内の外来種(国内移動を含む)の生息実態調査を実施し、動物 63 種、植物 215 種の計 278 種の外来種を確認しました。<sup>1</sup>この調査結果を踏まえ、県内で影響の大きい特定外来生物としてヌートリア、アライグマ、ブルーギル、オオクチバス、オオキンケイギクの 5 種を選定し、防除の指針となる対策マニュアルやリーフレットを作成するとともに、市町村・地域住民が行う防除の取り組みへの支援や防除の担い手の材育成等を行い、防除を強化、推進してきました。

令和 5 年度に、最新の外来種の生息実態を把握するため「鳥取県外来種生息実態調査」を実施しました。平成 18 年度調査と比較し、防除等に取り組んできたアライグマ、ヌートリア、オオキンケイギク等で分布域の拡大が確認されるとともに、毒を持つセアカゴケグモや水路等の通水障害を起こすボタンウキクサ等、県民生活への影響が懸念される特定外来生物の定着が確認されました。

従来から対策を行ってきた種の分布拡大や新たな種の定着など、外来種は本県の生物多様性にとって、依然として脅威となっている状況にあり、より一層の対策の推進が必要となっています。

---

<sup>1</sup> 鳥取県生物学会. 鳥取県の外来性動植物のリスト(2007). 山陰自然史研究. 2007, No. 3, pp. 37-45.

表-1 外来種によって引き起こされる主な被害

対象	被害	内容
生態系 ・在来種	捕食	外来種による捕食により、在来種の個体数が減少し、生態系に大きな被害を及ぼす。(例：ウシガエル、アメリカザリガニ等)
	競合	共通の餌や空間を巡って争い、在来種の生息に負の影響を与える。(例：オオクチバス、オオキンケイギク等)
	交雑	近縁の在来種と交雑し、固有の遺伝子を汚染する。(例：外来アゾラ類、オオカワヂシャ)
農林水産業	食害	外来種による農作物や家畜等の食害により生産性の低下を引き起こす。(例：ヌートリア、アライグマ)
	侵入・繁茂	雑草として農地に侵入・繁茂し、営農活動を阻害する。(例：アレチウリ等)
人の生命 ・身体	寄生生物・感染症媒介	人間や在来種に寄生生物や感染症を媒介し健康被害を及ぼす。(例：アライグマ)
	咬傷等	人が咬まれる等により健康被害が発生する。強力な毒をもつ外来種も存在する。(例：セアカゴケグモ)

## 2.2 指針の目的

本指針は鳥取県生物多様性地域戦略の目標である「人と自然が共生する」とつとり」の実現に向けて、本県の外来種対策の方向性を定め、県内外の多種多様な関係者が一体となって特定外来生物対策を推進することを目的とします。

## 2.3 目標

本指針が目標とする鳥取県の将来像は下記①～④のとおりとします。

- ①既に定着している特定外来生物について分布拡大の防止が図られ、分布域が縮小している。
- ②自然公園等の保全すべき地域への侵入・定着の防止が図られている。
- ③未定着の特定外来生物の県内への侵入防止が図られている。
- ④県・市町村・県民等が連携した防除の実施体制が整備されている。

### 3 対策の方針

#### 3.1 対策の基本的な考え方

##### 1) 防除の推進

外来種の防除にあたっては、基本的に地域から排除することを目指しますが、技術的・経済的に根絶が困難と予想される場合は、分布拡大の防止、被害低減のための低密度管理等の防除を計画的かつ順応的に実施します。

その上で、外来生物法により都道府県の責務となっている「特定外来生物」の防除を優先的に実施します。

##### ○早期発見と初期防除

外来種対策は侵入初期段階の早期発見と初期防除が重要です。外来種の侵入直後、個体数が増加する前に迅速に対応することで根絶が容易となります。これにより、防除期間を短縮し、駆除にかかるコストを最小限に抑えることができます。

本県では、未定着の外来種の侵入が確認され、専門家や自然保護団体、県民等から防除の要請があった場合には、必要に応じてモニタリング調査等を実施し侵入状況を把握するとともに、市町村と連携しながら速やかに防除を実施します。

##### ○定着済みの外来種の戦略的な防除

既に県内に定着し、まん延している外来種の防除には、多大なコストと時間を要することから、種ごとに対策の優先順位を定めて戦略的に防除を実施します。

特に、本県の生態系の保全上、特に重要な地域（例えば、自然公園、自然環境保全地域等で希少な野生動植物の生息地となっている場所等）では、地域的な根絶、分布拡大の抑制及び被害低減を目指した個体数の低密度化など目的を明確にした上で取り組みを実施します。

##### 2) 対策基盤の整備

##### ○市町村・県民への普及啓発

外来種の対策を円滑に進めるためには、県内の各自治体や県民等が生物多様性保全の重要性や外来種の問題を正しく認識し、外来種被害予防三原則（外来種を「入れない」「捨てない」「拡げない」）を遵守することが重要です。また、外来種対策を効果的に推進するには多様な主体の参画と連携が不可欠です。これらを踏まえて、県内の各自治体や県民等への普及啓発に取り組みます。また、外来種被害予防三原則の詳細を以下に示します。

- ・入れない…外来種を自然分布域から非分布域へ入れない。
- ・捨てない…飼育・栽培している外来種を適切に管理し、遺棄しない・逸出させない。
- ・拡げない…既に野外にいる外来種を他地域に拡げない。

## ○情報収集・発信

県内における外来種の侵入・定着情報、侵入のおそれがある外来種の情報、外来種対策の情報などを収集し、発信していきます。また、これらを円滑に進めていくために市町村や関係機関との連絡体制を構築します。

### 3.2 優先的に対策を行う種

#### 1) 鳥取県の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト

本県では、令和5年に実施した「鳥取県外来種生息実態調査」の結果を基に、外来種対策を検討するための基礎資料となる「鳥取県の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」（以下、県外来種リストとする。）を作成・公表しました。

県外来種リストでは、掲載種について対策の優先度を明確にするために、「鳥取県指定カテゴリ」を設け、生態系等への影響の程度や定着状況など、鳥取県内の現状に応じた分類を行いました。

表-2 鳥取県指定カテゴリ

定着状況	カテゴリ	要件
定着	重点対策種	本県に定着している外来種のうち、生態系等への影響が確認されている、または懸念される種
	その他の対策種	本県に定着している外来種のうち、上記以外の種
定着不明・情報なし	重点定着予防種	県外で生態系等への影響が確認されており、本県に導入・定着した場合、同様に生態系等への影響を生じるおそれが高い種
	その他の予防種	本県への定着が確認されていない外来種のうち、上記以外の種
定着の有無は問わない	産業管理種	生態系等への影響が確認されているが、産業または公益的役割において重要であり、利用においては逸脱の防止を図りながら適切な管理が必要な外来種

#### 2) 対策優先度の決定

県内に侵入・定着している外来種には、農林水産業への被害や人の生命・身体への被害、在来種との競合等による生態系への被害を発生させる種が確認されていることから、これらの種については優先的に対策を講じる必要があります。

その上で、外来生物法で「特定外来生物」の防除が都道府県の責務と規定されていることを踏まえて、「特定外来生物」の防除は優先的に実施する必要があります。

一方で、有効な対策手段が確立されていない種もあることから、対策の優先度の決定に当たっては、有効な対策の有無等についても考慮する必要があります。

これらのことを踏まえ、本指針では、特に防除が必要とされる種について「優先対策種」とし、次の基準により決定することとします。

表-3 優先対策種の選定基準

基準①	外来生物法で「特定外来生物」に指定される種
基準②	本県に定着している外来種のうち、生態系等への影響が確認されている、または懸念される種（県外来種リストで「重点対策種」と分類される種）
基準③	有効な対策手段が確立されている種（国または地方公共団体等が作成するマニュアル等で有効な対策手段が示されているもの）、または専門家等から特に対策すべきと意見があった種

また、本県に未定着であっても生態系等に重大な影響を及ぼす恐れがある外来種については、本県への侵入を防止するとともに、定着した場合は早期防除を行う必要があります。特に隣接する地域で既に定着が確認されている種の場合、本県への侵入が危惧されます。

このことを踏まえ、本指針では、特に定着の予防が必要とされる種について「優先予防種」とし、次の基準により決定することとします。

表-4 優先予防種の選定基準

基準①	外来生物法で「特定外来生物」に指定される種
基準②	本県に定着していない外来種のうち、生態系等への重大な影響が確認されている、または懸念される種（県外来種リストで「重点定着予防種」と分類される種）
基準③	隣接する地域で定着が確認されている種または専門家等から特に予防すべきと意見があった種（隣接地域：兵庫県、島根県、岡山県、広島県）

### 3) 優先対策種・優先予防種

前項に基づき決定した「優先対策種」及び「優先予防種」は次のとおりとします。

表-5 優先対策種

分類群	和名
哺乳類	ヌートリア、アライグマ
爬虫類	アカミミガメ
両生類	ウシガエル
魚類	ブルーギル、オオクチバス、コクチバス
陸生節足動物	セアカゴケグモ
その他無脊椎動物	アメリカザリガニ
維管束植物	外来アゾラ類、ボタンウキクサ、オオフサモ、アレチウリ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ

表-6 優先予防種

分類群	和名
哺乳類	クリハラリス
爬虫類	カミツキガメ
両生類	外来オオサンショウウオ（在来種との交雑個体も含む）
魚類	カダヤシ
昆虫類	クビアカツヤカミキリ、ツヤハダゴマダラカミキリ、アルゼンチンアリ、ハヤトゲフシアリ
陸生節足動物	ハイイロゴケグモ
その他無脊椎動物	カワヒバリガイ属
維管束植物	オオバナミズキンバイ及び亜種、外来モウセンゴケ類、ナガエツルノゲイトウ、エフクレタヌキモ、ミズヒマワリ、ナルトサワギク、ブラジルチドメグサ

### 3.3 各団体の役割

本指針で示す外来種対策を実効性のあるものとするためには、各主体がそれぞれの役割を十分に理解し、連携しながら取組を進めていくことが重要です。

以下に、県、市町村、県民、事業者、その他の主体にそれぞれ期待される役割を示します。

#### 1) 鳥取県

県は、鳥取県生物多様性地域戦略の目標である「人と自然が共生するとっとり」の実現に向けて、関係部局との適切な役割分担の下、連携して本方針の目標達成に向けての施策を総合的・計画的に展開します。

また、県内における外来種の分布状況の把握（優先予防種の侵入状況の把握を含む）、本県の生物多様性保全を進めるうえで特に重要な地域や県が管理する場所等での特定外来生物の防除に取り組みます。定着初期<sup>2</sup>の特定外来生物の防除については、市町村と連携して取り組みを実施します。

さらに、市町村、県民、企業等が特定外来生物対策を実行できるよう積極的に働きかけを行うとともに、対策の推進に向けた財源の確保、各主体との情報共有、連携・協力体制の構築および関係部局と連携した施策の展開に取り組みます。

#### 2) 市町村

市町村は、住民や地域の自然環境に最も身近な行政機関であることから、地域における外来種の情報収集や外来種に関する普及啓発活動を効果的に推進することが期待されます。

また、定着初期の特定外来生物が確認された場合は、県と連携して早期防除に取り組むことが期待されます。併せて、各市町村の実情に応じて対策が必要な場所及び各市町村の管理地等で特定外来生物の防除に取り組むことが期待されます。

さらに、外来種防除に係る地域住民の相談窓口となり、地域の実情に応じて地域住民と連携した取り組みを行うことが期待されます。

#### 3) 県民、NPO・自治会等の団体

外来種問題は飼養動物や園芸植物の逸出・遺棄など県民の生活とも密接な関係があります。県民ひとりひとりが鳥取県の生物多様性を脅かす外来種について関心と正しい認識をもつことで、外来種被害予防三原則（外来種を「入れない」「捨てない」「拡げない」）の徹底など適切な行動をとるとともに、自己で管理する土地において特定外来生物の防除に取り組むことが期待されます。

NPO や自治会などの団体は、地域に根ざした活動を通じて自然環境の保全に貢献しています。これらの団体には、地域の自然の魅力を住民に伝えるとともに、特定外来生物対策の担

---

<sup>2</sup> 定着初期

外来種が新しい生息地で、継続的に生存可能な子孫をつくることに成功する過程を定着といい、その初期の段階で、分布が確認されて間もなく、一部地域に限定されている状態のこと

い手としての役割も期待されます。

また、地域の自然に関する理解を深め、特定外来種対策を含めた環境保全活動に積極的に参加していくことが望まれます。加えて、地域の自然環境を保全していくことの大切さや特定外来生物対策の理解と重要性について、(教育の場で)子供たちが学ぶ機会を持つことにより次世代への意識の継承も期待されます。

#### 4) 事業者

事業者は、農林水産業やその他の企業事業活動において直接的もしくは間接的に外来種を利用する場面が多い主体です。そのため、外来種問題について正しい認識を持つとともに、事業活動が生物多様性に与える影響を認識し、事業のさまざまな場面において自然環境への配慮に努めることが重要です。

また、事業地を適切に管理するとともに外来種を遺棄しない、逸出させないなどの適切な事業活動を行うことが求められます。加えて、企業は社会的責任(CSR)を踏まえ、関係機関と連携して地域の特定外来生物対策に参画するなど、地域において一定の役割を担うことも期待されます。

#### 5) 専門家・研究機関・学術団体

研究機関、学術団体等が実施する外来生物の調査研究は、外来種の分類、生態、進化等に係る基礎的な研究に加え、野外に定着した特定外来生物の防除手法の開発など、効果的・効率的な防除体制の促進に寄与することが期待されます。

また、県、市町村、県民等が実施する特定外来生物対策について、専門的な知見を活かし、技術的な指導及び助言等が行われることを期待します。

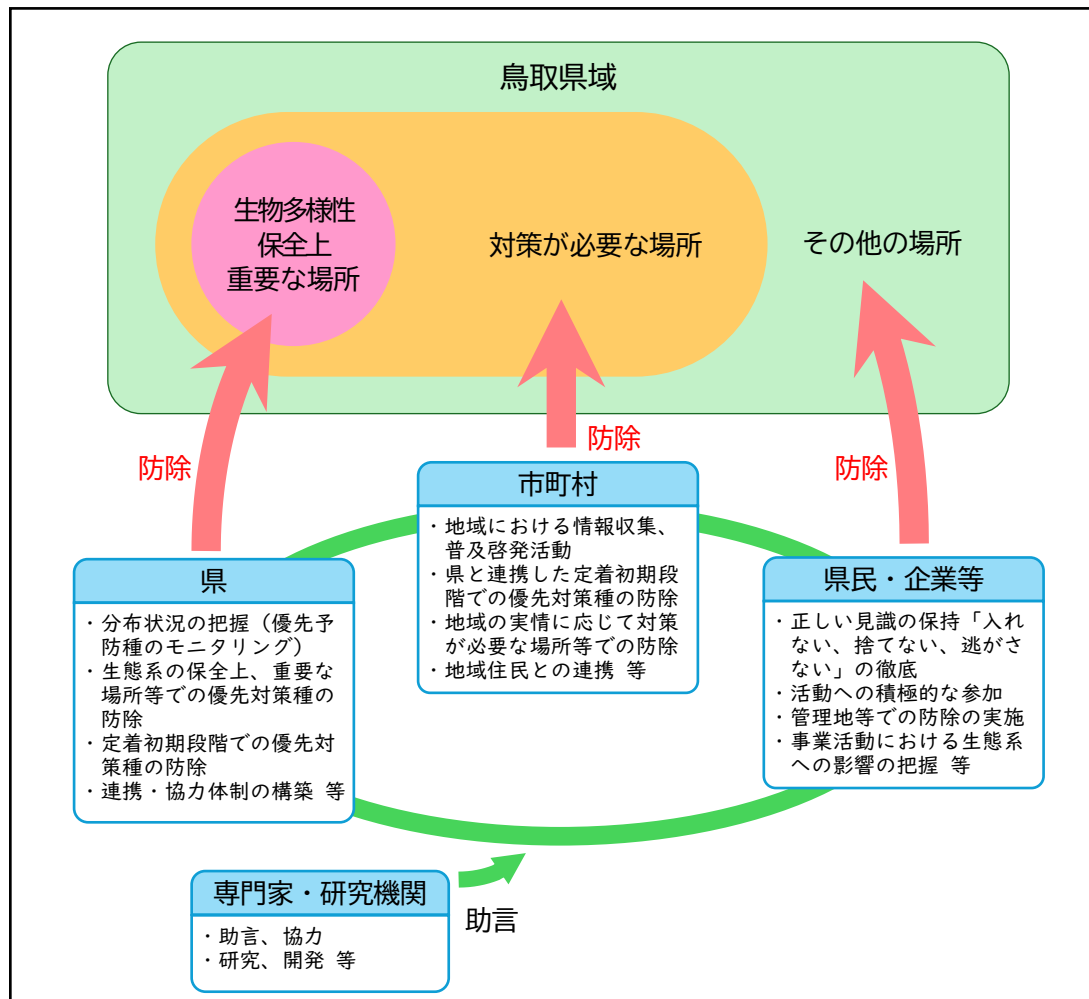


図-2 各主体の役割及び連携の概念図

#### 4 優先対策種の防除対策及び有効事例

3.2 2) で選定した次の「優先対策種」16 種について、防除対策、有効事例等を示します。

表-7 防除対策と有効事例の掲載種一覧

分類群 ( )内は種数	種名
哺乳類(2)	ヌートリア
	アライグマ
爬虫類(1)	アカミミガメ
両生類(1)	ウシガエル
魚類(3)	ブルーギル
	オオクチバス
	コクチバス
陸生節足動物(1)	セアカゴケグモ
陸生節足動物(1)	アメリカザリガニ
維管束植物(7)	外来アゾラ類
	ボタンウキクサ
	オオフサモ
	アレチウリ
	オオカワヂシャ
	オオキンケイギク
	オオハンゴンソウ

表-8 優先対策種の防除対策と有効事例の参考となる文献

〔外来種全般〕

参考文献	発行年	著者・編集者／発行
特定外来生物の見分け方（同定マニュアル）	Web サイト	環境省自然環境局 野生生物外来生物対策室
侵入生物データベース	Web サイト	国立環境研究所
生態系被害防止外来種リスト	Web サイト	環境省自然環境局 野生生物外来生物対策室
防除に関する手引き（防除マニュアル）	Web サイト	環境省自然環境局 野生生物外来生物対策室
農業水利施設に被害を及ぼす外来種の特徴・被害事例・対策のポイント	Web サイト	農林水産省農村振興局 鳥獣対策・農村環境課
最新 日本の外来生物	2019	(一財)自然環境研究センター／平凡社

〔動物〕

参考文献	発行年	著者・編集者／発行
ヌートリア・アライグマ防除マニュアル	Web サイト	鳥取県農林水産部 鳥獣対策センター
野生鳥獣被害防止マニュアル【中型獣類編】	2024	農林水産省農村振興局 農村政策部鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室
野生鳥獣被害防止マニュアルアライグマ、ヌートリア、キョン、マンガース、タイワンリスー特定外来生物編ー	2010	農林水産省農村振興局 農村政策部鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室
特定外来生物ソウシチョウ	2014	環境省中国四国地方環境事務所 野生生物課
アカミミガメ防除の手引き	2021 改訂	環境省自然環境局 野生生物外来生物対策室
かいぼり・外来種防除マニュアル	2017	兵庫県東播磨県民局
鳥取県オオクチバス・ブルーギル防除マニュアル	Web サイト	鳥取県生活環境部 公園自然課, 水産振興局 水産課
誰でもできる外来種駆除 ーオオクチバス、コクチバス、ブルーギルの最新駆除マニュアルー	2015	水産庁, 国立研究開発法人 水産研究・教育機構, 全国内水面漁業協同組合連合会
誰でもできる外来種駆除 2 ーオオクチバス、コクチバス、チャネルキャットフィッシュの最新駆除マニュアルー	2018	水産庁, 国立研究開発法人 水産研究・教育機構, 全国内水面漁業協同組合連合会
誰でもできる外来種駆除 3 ーオオクチバス、コクチバス、ブルーギルの最新駆除マニュアルー	2021	水産庁, 国立研究開発法人 水産研究・教育機構, 全国内水面漁業協同組合連合会
セアカゴケグモ・ハイイロゴケグモにご注意ください！	Web サイト	環境省自然環境局 野生生物課
特定外来生物セアカゴケグモ	Web サイト	環境省中国四国地方環境事務所 野生生物課
条件付特定外来生物アメリカザリガニ防除マニュアル	2023	環境省自然環境局 野生生物外来生物対策室

[植物]

参考文献	発行年	著者・編集者／発行
外来種等が農業水利施設に及ぼす影響と対策の手引き	2023	農林水産省農村振興局 鳥獣対策・農村環境課
オオフサモ駆除マニュアル	2023	農林水産省, 環境省, 農業・食品産業技術総合研究機構
河川における外来植物対策の手引き	2013	国土交通省 河川環境課
地域と連携した外来植物防除対策ハンドブック (案)	2021	国土交通省 河川環境課

[他自治体の防除対策]

参考文献	発行年	著者・編集者／発行
外来生物対策	Web サイト	千葉県環境生活部 自然保護課 生物多様性センター
石川県内の外来種問題の事例と対応	Web サイト	石川県生活環境部 自然環境課
愛知県特定外来生物対策ハンドブック	2023	愛知県環境局 環境政策部 自然環境課
長野県外来種対策ハンドブック	2020	長野県環境部 自然保護課
京都府外来生物対策マニュアル	2008	京都府企画環境部 自然・環境保全室
しまねの外来種ガイド	2023	島根県 自然環境課
愛媛県外来生物対策マニュアル	2010	愛媛県 自然保護課
福岡県侵略的外来種防除マニュアル 2021	2022	福岡県環境部 自然環境課